

法人会ニエス 2010 11

江東 ひがし



☎03-3684-2303

<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>

なぜ?

100万社の社長たちは、 「法人会」に入会したのか!

- ・ 経営に差がつく。
- ・ 税の知識が身につく。
- ・ 人脈が広がる。

さらにくわしくはWEBへ

法人会

検索



杉山 愛



法人会

法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。

日光で楽しい一日

会員リクリエーション

会員リクリエーションは、9月5日(日)、総勢125名が参加して開催された。コースは、華嚴の滝―千姫物語(昼食)―日光東照宮・輪王寺・二荒山神社―りんご園でのフルーツ試食。和気凛々(あひら)の楽しい一日を過ごした。



ホテルでの美味しい昼食



華嚴の滝を上から見る



リンゴ園でパチリ



世界遺産の日光東照宮にて

江東区の環境施設を見学

女性部会研修会

「環境美化・保全」をテーマに、女性部会の研修会が9月24日(金)に総勢20名が参加して江東区の「えこつくる江東」などで開催された。



ボランティア・ガイドの方の熱心な説明

今回の、「えこつくる江東」では、江東区環境清掃部温暖化対策課長の伊東直樹氏から、地球温暖化による気候や生態系への影響や、江東区の環境対策としてKOTO(低炭素プラン、風力発電を使つた公共施設における再生可能エネルギーの導入、新しく建設されるマンションに電気自動車の充電用の電源コンセントの架設など)「江東区における地球温暖化対策」について説明を受けた。

説明後、同施設の環境に関する展示物を見学。特に電気などの無駄な使用を抑制すること、CO₂排出が減少するなど、ガイドをされているボランティアの皆様方のわかりやすい説明に参加者一同、環境が日々の生活にとって極めて重要であると認識した。

見学後、隣接の発砲スチロールのリサイクル施設「エコミラ江東」を見学。同施設は、民間の資金援助で運営されており、他の自治体でもこのような施設はないとのことであり、一日に600〜700kgをリサイクルしているという。最後に同施設の説明者から「発砲スチロールは、色を分別してゴミ出しをしてほしい」と懇願された。



▼日本橋で46年もの長い間、喫茶店を経営している母から店を閉める事にしたとの電話があった。長引く不況でお客様が、早期退職や会社移転などでないようになってしまっているとのこと。▼しかし子供の頃からそのお店とともに育ってきた私は、なんとか続けてもらいたい一心であれこれ提案したが、「ありがとね。でもこの場所ではもう限界だよ」と一言。身体の具合が悪く店を閉めるなら諦めもつくが、体は元気過ぎるほど元気。咄嗟に出た言葉が「他にいい場所があったらやる?」母の眼が輝いた。

▼ネットで探してみると、母が一人でやるのには丁度いい広さのお店を発見。母と見に行くことやる気満々。母は73歳にして新たな人生をスタートする。ただただ、凄いと感心する。そしてとても私のおなう相手ではないと改めて思い知らされた。そんな母を少し自慢したくなった。(衣代)

会員増強 目標数99社の達成を 支部長会

9月16日(木)にアンフェリシオンで本部役員、支部長及び支部幹部、各分会幹部など90名が参加して支部長会(会員増強決起大会)を開催した。

冒頭、佐野会長が「増強目標数達成のために、従来にもまして本部、支部が連携を密にして組織をあげて会員増強活動に臨む」と挨拶された。



鯨岡副会長が挨拶

続いて、鯨岡組織担当副会長の挨拶の後、来賓として出席された市原江東東税務署長、矢部東京税理士会江東東支部

支部長の両氏から当会の会員増強活動に対する激励の挨拶をいただいた。



施策を説明する細谷組織委員長

続いて、細谷組織委員長から、会員増強月間は9月～12月までとし、増強目標数は99社とするとの発表がされ、具体的施策の説明もあった。

引き続き、法人会の福利厚生制度受託会社である大同生命の渋谷東京支社長から同社としての会員増強への取り組みについて説明の後、昨年度の会員増強活動での実践報告について二つの支部の支部長から報告があり、まず佐藤亀戸西3支部長が「会員増強活動で回って見たが、休業や

廃業が多いのに驚いた。ただ、その中で収穫であったのは大同生命や事務局職員の協力を得て積極的に活動できた事だ」と話された。

続いて、松崎北砂第3支部長が「未加入の歯科医院で自分の歯を治療してもらった。その時に院長に法人会の加入を勧めたら入会してもらった。このように未加入の飲食店などを支部の会合等で利用し、その際に併せて加入勧奨するのも効果的である」と報告された。



ハチマキ姿で「ガンパロー」

引き続き行われた懇談会では、松本副会長の発声により威勢良くシュプレヒコールをあげ、本年度の会員増強目標の達成を祈念した。

年末調整等説明会

今年も年末調整の時期となりました。説明会に出席して誤りのない事務を行いましょよう。

▼本年の年末調整等説明会は、下記の日程で開催します。

- 1 説明内容は次のとおりです。
平成二十二年分年末調整のしかた
- 2 法定調書記載のしかた
- 3 給与支払報告書の記載のしかた
- 4 質疑応答

▼年末調整等説明会開催のご案内書類の中には、源泉所得税の納付書(整理番号及び法人名が印刷されています)が一年分同封してありますので、ご確認のうえ、ご使用ください。

▼年末調整関係の諸用紙は、同封の請求書にご記入のうえ、受付に提出し、お受け取りください。

年末調整等説明会日程表

開催月日	開始時間	地域別等	説明会場
11月12日(金)	用紙配布 午前9時30分～10時00分 説明会 午前10時00分～12時00分	亀戸・東砂	江東区カメラプラザ 3階 カメラホール 江東区亀戸 2-19-1
	用紙配布 午後1時00分～1時45分 説明会 午後1時45分～3時45分	大島・北砂 南砂・新砂	※駐車スペースがありませんので、お車でのご来場は遠慮ください。

23年度
税制改正
要望大会

行財政改革の推進を 法人税基本税率の引き下げを

大会 スロ ー ガ ン

- ◎ 行財政改革を推進するため、議員・公務員定数の大胆な削減を！
- ◎ 税制の抜本改革を行い、元気な日本の復活を！
- ◎ 法人実税率は欧州・アジア主要国並みの30%以下に引き下げを！
- ◎ 所得税は広く薄く負担を求め、基幹税としての役割強化を！
- ◎ 適用要件を緩和・是正し、企業の継続に役立つ事業承継税制を！
- ◎ 歳入・歳出の全体的な見直しの中で、消費税率引き上げの議論を！
- ◎ 地方分権の推進のための、三位一体改革の更なる徹底を！
- ◎ 年金・医療・介護の制度改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！

平成23年度税制改正要望大会が9月28日(火)に熊本市のグランメッセ熊本において、法人会全国大会の式典のプログラムの一部に組み込まれる形で開催され、全国から2千人の会員が参加して行われた。式典では、大橋全法連会長の主催者挨拶、川北国税庁長官らの来賓祝辞に続き、税制改正要望大会が開かれ、金田全法連税制委員長が平成23年税制改正に関する提言の趣旨説明を行った。

同委員長は、まず総論の主なものとして①行財政改革の推進②政府が直営する事業は、民間開放による効率化を検証してみる必要がある。政府の行財政改革は、民間のリストラに比べてまだ不十分であり、目に見える形での成果を期待したい。同様に、公務員改革や国会議員の定数削減も急務である。②税制改革のあり方であり、地域経済の担い手である。その中小企業が、様々

な環境変化の中でその存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。こうした観点から、法人税率の引き下げ(軽減税率の更なる引き下げ、恒久化を含む)と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

次に基本事項の主なものとして、①法人税基本税率の引き下げ②国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資促



大橋全法連会長の挨拶

進の観点から、租税特別措置の整理・合理化等で課税ベースを広げつつ、地方税を含めて、欧州・アジア主要国並みの30%以下の実効税率とする



満員の大会会場

よう求める②中小企業軽減税率の引き下げ②中小企業に適用される軽減税率は、2年間の時限措置ではなく恒久化するとともに、一層の税率引き下げが必要である。また、適用課税所得金額については一千六百万円程度へ引き上げるよう求めるなどの平成23年度の法人会の税制改正要望事項の最重要事項を説明した。同大会には、当会からも、三浦副会長、安中税制委員長ら5名が出席した。なお、この大会で採択された税制改正要望事項については今後、地元選出の国会議員や関係機関に対して陳情活動を行うこととしている。

幾百年も永続し繁栄する 京都の老舗 17店舗に学ぶ

この度、江東東法人会では、何とか知恵を絞って、経営の実践面で参考に
して頂ける資料を作成しました。

京都には、400年、500年と続いて栄えている老舗があります。
こんなにも長いこと繁栄している秘訣は、どのあたりにあるのだろうか？
・・・。

これを知るために「**京都の17店舗の家訓、社是**」を探ってみました。
この資料の中の一部を取り上げてみますと、まずどの老舗にも共通して言
えるのは「**売り手よし、買い手よし、そして世間よし**」という、近江商人(おうみあき
んど)の商業理念を大切にしており、特に「**世間よし**」に力を入れていること
です。

1. 社員教育に熱心であること。

企業が顧客や地域社会から信用され、高い評価を得るためには、まず良質
の製品と誠意あるサービスを提供すること。従ってこの仕事に従事してい
る社員の教育を重視している。

2. 店は先祖からのあずかりもの。

決して経営者自身のものではない。店の繁栄のために歴代当主が仕事に励
むのは当たり前のこと。すべては先祖のお陰と心得、謙虚な姿勢を貫く。

3. 世の中は、「相互に利益を得てこそすべて円満」という考え方。

つまり「人と人との間柄を大切にす商法」である。

4. 社員教育は、経営者の責務である。

従って経営者の資質を重視し、後継者として実子が不適格であるならば、
即座に、経営から去らせ、外部から養子を迎える。

5. 経営者が身銭を切って、社会に還元する機会が多い。

これはやはり「世間よし」の考え方に基づくもの。

6. 日頃より「陰徳」を積むことを心がけている。

尚、今後3年に亘り17店舗を紹介してまいります。



みんなで築こう明るい未来



従業員の退職金準備に

特定退職金共済制度

制度の特色

- 事業主が毎月一定の掛金を口座振替で払込み、退職金の支給は事業主に代わって当共済会が行うものです。(いわば「確定拠出型」の退職金制度です。)
- 毎月の掛金は税法上、全額損金算入または必要経費として処理できます。
- 掛金は1口1,000円から30口30,000円まで任意(従業員1人当り月額)。

■制度の内容

- 東京都所在の事業所であれば中小企業に限らず、その従業員を加入させることができます(ただし、年齢14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下に限ります)。なお、掛金の払込みは満75歳までとします。
- この制度に加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。ただし、事業主自身、役員(使用人兼務役員を除く)、事業主と生計を一にする親族は加入できません。
- 中小企業退職金共済制度や適格退職年金との重複加入も認められています。

お問い合わせ・資料請求は

■退職年金による給付金の受け取り

退職給付金を年金(支給期間:5年もしくは10年)として受け取ることもできます。(掛金払込み期間10年、年金月額2万円をともに超えている従業員にのみ適用)

■過去勤務期間通算のおすすめ

この制度に加入する以前の勤務期間を、10年を限度としてさかのぼることができます。(新規加入事業所のみ適用)

※ご加入に際しては所定のパンフレットを必ずごらんください。

委託保険会社 大同生命保険株式会社

〈東京都知事認可〉
財団法人

東法連特定退職金共済会



〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館
TEL. (03)3357-1641(代) FAX. (03)3357-1642

諏訪統一と信玄の強さ

税務研究部会研修会

9月2日(木)総勢20名が参加して、上諏訪の浜の湯旅館にて諏訪市教育委員会学芸員の小林純子氏を講師に招き、「戦国時代の諏訪」と題して、御講演を頂いた。

甲斐を統一した武田信虎は、諏訪氏最強の武将である諏訪頼満と戦いを繰り返した後に和睦が成立し、境川で上社の宝鈴を鳴らして誓いをたて政略結婚もあり、両氏間は安定したという。



諏訪の歴史に詳しい小林講師

しかし、武田信玄は父信虎を排除、両氏間の関係が急転した。武田氏は幾度かの戦いのうち、諏訪出兵により諏訪全郡が武田の領地となった。

平安時代後期には、神宮が「諏訪氏」を名乗り武士化していったが、室町時代には上下社の対立により、下社は敗れて武田と甲斐に逃れ、その後には衰退した。

漁業に課税をし、職人には知行を与え諸役免除の代償に、公用に対し労働力提供をさせるといった支配であった。

領地となつた。諏訪統一の歴史と信玄の強さの理由を教えてくださいました。実り多い研修会であった。

しかし、武田信玄は父信虎を排除、両氏間の関係が急転した。武田氏は幾度かの戦いのうち、諏訪出兵により諏訪全郡が武田の領地となった。

源泉税と国際会計基準を学ぶ

源泉部会研修会

9月研修会は10日(金)、講師に公認会計士の齋藤淳氏を迎え、川治湯元の宿屋伝七で開催された。今回の研修テーマは、「税と会計のよもやま話」で主な内容は以下の通り。

I. 源泉税のあれこれ
(1) 人格のない社団又は財団

例の対象外。外注費関係では源泉徴収を忘れない事。
(4) 外注・委託料の源泉徴収
① 役務の内容が、契約内容で他人の代替を容れる、指揮監督を受けない、引渡までは自己責任、材料提供なし、作業用具供与なし、請負契約に基づく労務とみられる。
② 請負契約に基づく労務の対価は事業所得であり、源泉徴収不要。
③ 雇用契約等に基づく労務の対価は給与所得であり、源泉徴収が必要。
II. 国際会計基準 (約10ヶ国が加入)
(1) 我が国での導入予定
2010年・3月に、上場会社で選択適用を開始。連結財務諸表で全面適用する。



講師の齋藤 淳氏

(マンション管理組合・団地管理組合等)
一般的には、普通の法人と同じく源泉徴収の義務がある。(実際には登記していないので把握が難しい。)



熱心にメモする参加者

(2) 特徴
① 原則主義(具体的でない)
② 包括利益の資産・負債アプローチ：期末純資産(資産-負債)がいくら増えたか、その差額が利益(時価評価)
(3) 問題点
① 連結財務諸表のない中小法人に適用するのかが：監査もないからチェックなし。
② 国際会計基準自体が、変わることがある。：時価の採用法が過去に変わった経緯あり。
③ 税法、会社法との兼ね合い：国際会計基準にあわせて税法・会社法を変えてはいけない。
「中小企業では導入せず、上場会社の連結で止まってくれたら良い」と結ばれた。

都税だより

中小企業者向け省エネ促進税制に太陽熱利用システムが追加されました。

中小企業者が特定の省エネ設備等を取得した場合、法人事業税を減免します。10月1日から二酸化炭素削減効果の高い太陽熱利用システムが追加されました。

対象者……「地球温暖化対策報告書」等を提出した資本

金一億円以下の法人等

対象設備……環境局が指定した空調・照明・小型ボイラ
ー設備、太陽光発電システム、太陽熱利用システム（10月1日以降取得から対象）

減免額……設備の取得価額（上限二千万円）の2分の1を取得年度の税額から減免
対象期間……22年3月31日～27年3月30日までの間に終了する各事業年度

関課税部課税指導課

03(5388) 2963

行事予定

11月

5日(金)	源泉部会研修会 内容 年末調整のしかた 講師 江東東税務署担当官	午前10時と午後1時30分	江東東税務署 会 議 室
6日(土)	第26回「まちをきれいに」(大島地区) (雨天の場合は翌7日(日)に順延)	午前9時30分	江東区総合区民 セ ン タ ー
11日(木)	税を考える週間記念講演会・会員大会 内容 税務雑感 講師 市原健二江東東税務署長	午後4時	亀戸天神社
12日(金)	年末調整説明会 内容 年末調整のしかた 講師 江東東税務署担当官	午前10時と午後1時45分	カメラプラザ
16日(火)	納税表彰式	午後3時	カメラプラザ
17日(水)	新設法人説明会	午後1時30分	法人会館

12月

3日(金)	税務研究部会研修会	午後3時	法人会館
8日(水)	決算法人説明会	午後1時30分	江東東税務署 会 議 室
10日(金)	第414回理事会	午後3時	ホテルイースト21
13日(月)	女性部会研修会	午後4時	アンフェリシオン

1月

12日(水)	決算法人説明会	午後1時30分	法人会館
18日(火)	源泉部会研修会	午後3時	法人会館
21日(金)	新春講演会 内容 脳を活性化する方法 講師 米山公啓氏(作家・医師)	午後4時	アンフェリシオン
21日(金)	新年賀詞交歓会(税務親和会主催)	午後5時45分	アンフェリシオン

◎各部会の研修会の内容・講師については未定のため未掲載となっておりますが、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。(ホームページアドレスは本会報の表紙に掲載しています。)
◎役員会・委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。